錦江町農業委員会4月総会議事録

- 開催日時 平成31年4月25日(木) 午後4時00分から
- 開催場所 錦江町役場 会議室
- 出席委員(農業委員14人、農地利用最適化推進委員7人)

ш/ш/ У/	(MAXXXXII)	11 /12	7.1.77.17
会長	1番	宿利原	勝吉
代理	2番	鈴	一麿
委員	3番	鍋	康博
IJ	4番	鳥越	秀一
IJ	5番	徳永	哲朗
"	6番	坂元	博美
IJ	7番	寺田	郁哉
"	8番	安水	純一
"	9番	元丸	敏朗
"	10番	貫見	和洋
<i>II</i>	11番	毛下	利美
<i>II</i>	13番	宿利原	原 進
IJ	14番	本釜	好子
"	15番	平原	榮

農地利用最適化推進委員

 "
 内菌
 政文

 "
 水流
 佳文

 "
 竹原
 政洋

 "
 西川
 健児

 "
 折小野
 道男

 "
 横原
 利己

 "
 弓指
 義洋

○ 欠席委員(農業委員1人、農地利用最適化推進委員2人)

委員 12番 内薗 雄治 農地利用最適化推進委員 山中 徹 ″ 安水 峯晴

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 木場裕志

○議事日程

- 1、開会
- 2、農業委員憲章朗読
- 3、会長あいさつ
- 4、議 事
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会務報告について
 - 第3 附議事項
 - 議案第 1号 農地法第3条第2項第5号の下限見直しに係る錦江町農業委員会 の意思決定について
 - 議案第 2号 農地法第3条許可申請について
 - 議案第 3号 農地法第5条許可申請について
 - 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利 用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議長	只今より平成31年4月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。 本日は内薗委員、山中推進委員、安水峯晴推進委員が欠席ですが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。
	それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に2番 鈴委員と3番 鍋委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
議長	次に、会務報告についてを議題とします。 事務局から報告と説明をお願いいたします。
事務局	「会務報告と説明」
議長	只今の会務報告について、質問等はありませんか
全委員	(発言なし)
議長	無いようですので、以上で会務報告を終わります。 それでは附議事項に入ります。
議長	議案第1号 農地法第3条第2項第5号の下限見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第1号について説明をいたします。 農地法第3条第2項第5号において、権利を取得しようとする者又はその世帯員がその取得後において、耕作の事業に供すべき農地の合計が、北海道では2ha、都府県では50aとされておりまして、括弧書きで、農業委員会が、市町村の区域の全部又は一部の地域について、別段の面積を定めることができるとされています。 錦江町では、今までこの面積を30aと定め、毎年、総会において意思決定をしているところですが、昨年10月には資料に示しましたとおり、ただし書き以下を追加して議決頂いたところです。本年度においても、昨年10月に議決頂いた通り定めたいということで提案するものです。よろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

15番	このままで良いんじゃないの。
平原委員	CV) & & C
議長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第1号を採決します。 お諮りします。 議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第1については、原案のとおり決定しました。
議長	次に議案第2号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第2号 農地法第3条の許可申請について説明します。 受付番号1号の譲渡人は、N・Yさん、H自治会在住の方です。 申請地は田代麓字有里5512番1、地目は畑、地積は414㎡となっています。 譲受人は、S・Tさん、O府在住の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。 今回の3条申請については、錦江町空家バンクに登録された宅地に隣接する農地ということで、先ほど下限面積の見直しに係る意思決定について議決頂きましたけれども、その中の、ただし書きに該当するものでございます。 因みに場所については、田代中学校下のN自治会内にあります。なお、売買価格については畑地の部分については〇万円、宅地、建物を合わせて〇〇〇万円となっています。 6頁地図を添付してありますのでご覧ください。地図の中ほどに購入予定宅地としておりますが、この宅地に隣接する農地ということになります。以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

O. Tr.	500 (1) (1) (2 f) (1) (A
3番	このSさんという方は、今、まだ大阪にいらっしゃるんですか。
鍋 委員	
事務局	これが通って、名義変更が完了すれば帰ってこられるということです。
3番	田代の出身ですか。
鍋 委員	
事務局	本人は大根占地区の出身だと思います。
議長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
 議 長	質疑なしと認めます。
HIX.	これから、議案第2号を採決します。
	お諮りします。
	議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。
	したがいまして、議案第2号については、原案のとおり決定しました。
議長	次に議案第3号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。
	事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第3号について説明いたします。
	受付番号1号は、農家住宅建設のための申請となっています。
	申請者は、Y・Hさん、Y自治会在住の方と、N・Sさん、K市在住の方
	との連名による申請となっています。
	申請地は城元字添田1039番2、地目は田、地積は460㎡となってい
	ます。
	4頁から8頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目
	通しをお願いいたします。
	この件の担当調査員は、4番 鳥越委員です。以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を4番 鳥
	越委員お願いします。
L	•

4 番	19日の日に内薗推進委員、事務局、4名で現地調査を行いました。この場
鳥越委員	所はK中学校の目の前です。隣接するこの1039の3も昨年2月に新しく住宅が出来て、ここは場所的にも役場から300m以内ということで、3種農地
	モが山来 C、ここは場別的にも仅場から300m以内ということで、3種辰地 ということで、何ら問題は無いかというふうに思いました。以上です。ご検討
	をよろしくお願いします。因みに〇〇〇万円でした、売買価格は。
議長	ありがとうございました。
	ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。
	これから、議案第3号を採決します。
	お諮りします。
	議案第3号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。
	したがいまして、議案第3号については、原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による
	農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題と
	します。
	お諮りします。
	会議資料のとおり、今回は91筆の利用集積計画について審議しなけれ
	ばなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて
	行い、その都度議決したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	異議なしと認めます。
	それでは、先ず、議案第4号のうち、受付番号1号から4号までを議題
	とします。
	事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第4号のうち、受付番号1号から4号までについて説明しま
	す。
	す。

先ず受付番号1号の貸し人はN・Mさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字入料2250番、地目は田、地積は1,643㎡となっています。

貸付期間は平成31年4月26日から平成34年12月14日までで、小作料金は24,000円となっています。

借り人はM・Yさん、K自治会在住の方です。

M・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地5,839 m²、小作地12,735 m²で、水稲、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、耕運機、田植機、テーラー、軽トラック各1台となっています。

この件の担当調査員は、5番 徳永委員です。

次の受付番号2号の貸し人はK・Hさん、O自治会在住の方です。

申請地は馬場字田ノ神後1669番1、地目は田、地積は1, 215 m²となっています。

貸付期間は平成31年3月26日から平成35年12月14日までで、小作料金は36,000円となっています。

借り人は(株)T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。

(株) T・Fさんの経営状況は、構成員2名、雇用が23名で5,700日、 自作地1,735㎡、小作地234,822㎡で、露地野菜を主体とした経営 をされています。

農業機械の所有状況は、トラクター7台、管理機3台、乗用防除機2台、トラック12台、フォークリフト1台となっています。

この件の担当調査員は、7番 寺田委員です。

次の受付番号3号、4号の貸し人は、H・Rさん、M町在住の方です。

申請地は、3号が田代川原字川前永尾4261番1、地目は畑、地積は1,

387 ㎡、4 号が田代川原字桑木ケ迫 4279 番1、地目は畑、地積は 1, 7 12 ㎡で、2 筆の合計は 3, 099 ㎡となっています。

貸付期間は平成31年4月26日から平成34年12月14日までで、小作料金は、全部で10,000円となっています。

借り人はK・Kさん、M町在住の方です。

K・Kさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、小作地27,796㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各1台となっています。

この件の担当調査員は、9番 元丸委員です。以上です。

議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願
	いします。
	先ず、受付番号1号について、5番 徳永委員お願いいたします。
5 番	この土地は新規になっていますが、前の契約者の方と貸し人との間でちょっ
徳永委員	と事情があったんですが、水利費を払うという問題がこじれましてですね。借
	り人が水利費を払うことを拒否されたもんですから、土地が返納されたという
	大分いわくつきの場所です。Mさんの方は、手広くご夫婦で水稲、ジャガイ
	モ、ニンジンを耕作されております。耕作状況、管理状況も申し分ないんです
	けれども、Mさんと色々話をしまして、水利費込みで新しく引き受けようとい
	うことで合意して契約を結んだ内容です。この件で気が付いたんですが、賃貸
	契約を結ぶ場合に田んぼの場合は、水利費を誰が払うのかというのを当事者で
	話をして下さいという形で契約しているケースが多いんですが、継続の時にそ
	のことまで仲介を取って契約した方が良いのかなあというふうに反省しまし
	て、この後の契約はそれで、水利費を誰が払うのかということを利用権設定書
	の中に明記して契約をするようにしております。そういうことで、少しもめた
	土地でしたけれども、うまく解決しましたので、よろしくお願いします。繰り
	返しますが、管理状況はしっかりしているMさんです。以上です。
議長	ありがとうございました。
	次に、受付番号2号について、7番 寺田委員お願いいたします。
7 番	ご報告申し上げます。皆さんもご存じのテリーファームでございまして、利
寺田委員 	用権を結ぶに当たって何ら障害になるようなものは一つもございませんので、
	審議の程よろしくお願いいたします。終わります。
	٠ ١٥ ١٥ ١ - ١٥ ١٥ ١ ١ ١ ١
議長	ありがとうございました。
	次に、受付番号3号、4号について、9番 元丸委員お願いいたします。
9 番)ti、
9 番 元丸委員	はい。報告します。 この土地は花瀬でんしろう館の直ぐ近くでありまして、貸し人のHさんはM
九九安貝	町ですが、元々お父さんのTさんという方が耕作されておりまして、10年ほ
	ど前に亡くなられまして、この娘さんのHさんが管理をされていたという所で
	す。この借り人のKさんですが、私も今回初めて会った人で、K市の出身で、
	6年間そこのH農場で働いておりまして、2年ほど前に辞められまして独立し
	たという方です。露地野菜と書いてありますけれども、全部ニンニクを植えて
	たこく・ノガ くり。路地野来と音いくめりまりりれても、主部ーンークを値えく
	けが9月ごろになるということで、未だ管理も余り良くされていないようでし
	りがも万しつになるということに、本に目性も赤り良くされていないようじし

	たので、注意はしておりましたので、後はしっかり管理されると思っております。よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。
	ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
議長	今、Tさんが水利費の件については、畑にしたって水利費込みで出している
	んじゃないの。別々にしてるの。
	700000000000000000000000000000000000000
本 数日	7,4774,
事務局	色々あるみたいです。
議長	そこはやっぱり、そこに行った時にはこれは別なあとか、そういうのを農業
	委員がしてくれんな先せえい問題になっとぉなあ。
5 番	そうですよね。
 徳永委員	
7 番	
寺田委員	本的には地主が払うものという考え方で。
7 四安員	本的には地上が3点 / 6 W と V・ / 与 た // で。
→ 70 □	フェベトし 古牧ロュフェゼニー 初仏中がまたはに伝え キャイかはしばご
事務局	そうですね。事務局もそう考えて、契約書が来た時に何も書いてなければ所
	有者の方が水利費を払うということで。
5 番	水利組合でどうなのかなと思って。
徳永委員	
13番	肝南の場合は、届けをしなければ地主さんが払わなければならないんでよ。
宿利原委員	
事務局	──結局、水利費というのは賃借料の中に水利費も含めた形で契約してあるから、
	だから地主さんはその貰ったお金で払うということです。肝南にしても、両根
	占とか神川とか。
	ロ こ ハ ーヤサー/ i こ ハ ー。
0 45	
8 番	肝南の場合は水利費じゃなくて全部管理費という形だから、水利費と違うん
安水委員	ですよね。南部開発の部分については。田んぼの場合は水利費というのがちゃ
	んとあってですが、南部開発の場合は構造の部分の管理とか、そういうのまで
	入った上での賦課金という形になっているから、水利費では無いという認識で
	しないと。水だけのお金じゃないんですよね。
事務局	基本的にはその土地に付いている物だから、持ち主さんが払うのが原則とい
	うことで認識はしております。ただ、たまに作っているのがなんで払わないの
)

	かというのがあります。だからそこが先ほどから何回か言われた通り、最初で 利用権を結ぶときに、そういう話をしてないと後で出てくるんですよ。
5番徳永委員	そうなんですよ。この物件は土地改良区の土地改良の管理費は地主さんが払 うんですよ。で、今度は田んぼで水を使いますが、その水の分まですると逆に 安く契約して、水代は除くとすると地主さんは赤字なんですよ。そこでもめて 水代は払わないということになって解約となった物件なんですよ。だから土地 改良区の管理費と水を使った水利費は別ということなんです。
10番	畑灌の場合は土地改良区に言わせれば地主が払うのが原則となっているみたいなあ。
事務局	普通はその土地に付いている部分なので。
10番	だからそれに小作料を上乗せして払うようにしているんですよ。他の田んぼ に関しては耕作者が払うように決めています。土地改良区を使わない水利費に ついては。
1 番 宿利原委員	肝南の場合は、今、Sさんが言われたんだけど、水利費を払う場合は届出をしなければ、もうその土地に付いては引き落としで皆してるから。それで水利費込みで借りてるはずじゃったいば。それでなければ一度一度耕作者が変わるたびに引き落としの所を変えなくちゃいけないんですよ。そういう人も何人かいるんですよ。もうお金を払えないからこっちで引き落としをしてくださいということで。それは前もって届けをしなければ出来ないんですよ。現金を持って行く訳でもないし。一回一回農協や郵便局の色んな口座に引き落としでするようになっているんですよ。
3番	一般のはもう最近はもう話はずれるかもしれないんですが、荒れんければ良いというようなことも言われたりすると、水利費その話もやりにくくなっているんですよ一般的なのは。
2 番 鈴 委員	水利費だけで良いからというようなところもあるし。借地料は貰わんでとい う所もあるし。だからケースバイケースで確認をして行くしか方法は無いんじ ゃないかなあ。
事務局	利用権を結ぶときに、そこまで突っ込んだ話を今後はして行って頂ければト ラブルも減ってくるのかなあと思いますので、よろしくお願いします。 継続の場合はそのままで良いとは思いますけれども、新規で結ぶ場合は。

議長	この件について、他にありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第4号のうち受付番号1号から4号までを採決します。 お諮りします。 議案第4号のうち受付番号1号から4号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第4号のうち受付番号1号から4号までについては、 原案のとおり決定しましした。
議長	次に議案第4号のうち、受付番号5号から10号までについてを議題と します。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第4号のうち、受付番号5号から10号までについて説明をいたします。 先ず、受付番号5号の貸し人はK・Hさん、K市在住の方です。 申請地は馬場字芝山487番1、地目は田、地積は771㎡となっています。 貸付期間は平成31年4月26日から平成35年12月14日までで、小作料は30,000円となっています。 借り人は、N・Kさん、T自治会在住の方です。 N・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地1,009㎡、小作地2,400㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機各1台となっています。 この件の担当調査員は、内薗推進委員です次の受付番号6号から10号までの貸し人はA・Kさん、B自治会在住の方です。 申請地は、6号が田代川原字井迫2707番2、地目は畑、地積は3,654㎡、7号が田代川原字井迫2707番3、地目は畑、地積は3,369㎡、8号が田代川原字井迫2707番4、地目は畑、地積は3,439㎡、9号が田代川原字井迫2707番4、地目は畑、地積は3,737㎡、10号が田代

	川原字井迫2707番6、地目は畑、地積は3,232㎡で、5筆の合計は1
	7, 431㎡となっています。
	貸付期間は平成31年5月1日から平成31年12月14日までで、使用貸
	借のため小作料金は発生しません。
	借り人は、T・Mさん、B自治会在住の方です。
	T・Mさんの経営状況は、世帯員6名、農業従事者3名、自作地117,6
	54㎡、小作地9,601㎡で、茶を主体とした経営をされています。
	農業従事日数は220日で、農業機械の所有状況は、摘採機、管理機、防除
	機、トラクター、移植機各1台となっています。
	この件の担当調査員は、弓指推進員です。以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願
	いします。
	先ず、受付番号5号について、内薗推進委員お願いいたします。
内 薗	受付番号5号なんですが、これは継続の案件で何ら問題は無いかと思いま
推進委員	す。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。
	次に、受付番号6号から10号までについて、弓指推進委員お願いいたしま
	す。
弓 指	この件は、Aさんがお茶を辞められるということで、今、農協管理になって
推進委員	いるんですが、そこで1年間、畑が荒れないようにということでTさんにお願
	いしたということでした。
議長	ありがとうございました。
	ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
_	
3 番	このM君も認定農業者になったんですか。
鍋委員	
事務局	お父さんからM君に認定農業者は変わっています。
議長	他にありませんか。
 委 員	(委員の中から「なし」の声)
y 只 	(英具の主なら) シアノ
L	i .

議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第4号のうち受付番号5号から10号までを採決します。 お諮りします。 議案第4号のうち受付番号5号から10号までについては、原案のとおり 決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第4のうち受付番号5号から10号までについては、 原案のとおり決定しましした。
議長	次に議案第4号のうち、受付番号11号から91号までについてを議題 とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第4号のうち、受付番号11号から91号までについて説明をいたします。 受付番号11号から91号については、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。 お手元の配分計画案をご覧ください。 左側が利用権設定対申請地、中ほどが再配分条件、右側が再配分予定者、そして一番右側が協力金対象欄となっています。一番真ん中のところが従前の耕作者ということで、利用権設定契約という中で基盤法によるという記載があるものについては、基盤法から中間管理事業への乗り換えでございます。 今回は31年度1期ということで、貸付の始期は6月1日からということになります。 説明については以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第4号のうち受付番号11号から91号を採決します。 お諮りします。

	議案第4号のうち受付番号11号から91号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第4号のうち受付番号11号から91号については、 原案のとおり決定しましした。
議長	以上で、平成31年4月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了 いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

2番

3番

議事録調整者 窪 和人